

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年10月18日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 我妻 弘国

記

平成27年度 財政援助団体等に対する監査（平成26年度補助金等に関する事務）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成27年6月1日（柴監告示第4号）

(2) 措置通知があった年月日 平成28年8月30日

(3) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） | 措置を講じた課等 |
|---|--|----------|
| ○児童館地域活動クラブ活動費補助について 児童館地域活動クラブの活動費補助が、3クラブとも同額の12万円となっているが、クラブの規模・活動内容によって活動費は異なってくるのではないかと。一律にすることの積算根拠を整理するとともに、活動実態に即した補助を行っていただきたい。 | 活動実態について確認したところ、会員数に差異はあるものの事業内容については同様に実施しているため、個々の地域活動クラブの活動状況に合わせて積算根拠を定めた。 | 子ども家庭課 |
| ○公園愛護協力会補助について 公園トイレの水洗と非水洗で委託する清掃回数が異なっているが、清潔感を保つという点からは水洗・非水洗の区別はないのではないかと思われる。積算の考え方を整理していただきたい。 | 各公園愛護協力会と話をしたところ、各愛護会とも現状の考え方でよいとの確認ができた。なお、今後とも実態把握に努め、適正に対応していく。 | 都市建設課 |

平成27年度 財政援助団体等に対する監査（平成26年度補助金等に関する団体）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年7月8日（柴監告示第5号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成28年8月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） | 措置を講じた課等 |
|--|--|-------------------------|
| <p>○柴田町観光物産交流館、太陽の村等に係る指定管理について</p> <p>指定管理者制度は、住民サービスの向上、行政コストの縮減を目的としており、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果が期待されることから導入されたもので、指定を行う町は管理経費を適切に算出するとともに指定内容を明示する必要があり、指定管理者は指定管理の内容を確実に実行する義務があつて、指定管理の内容に指定管理経費が伴わない場合は修正協議を行うことで実態に即した指定管理の内容とすることができるものである。</p> <p>指定管理に係る協定書の第15条（管理物件の修繕等）及び第19条（甲による備品等の貸与）の規定によると、1件につき20万円以下の事象については指定管理者の責任において修繕や物品の更新を行うものとされており、柴田町観光物産協会の職員は協定書を理解して業務に従事していただきたい。</p> <p>地方自治法第244条の2第7項において、毎年度終了後、施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し地方公共団体に提出することが定められている。しかし、今回の監査時において提出された書類は指定管理にかかわる収支報告書としては不十分であった。</p> <p>柴田町観光物産協会は提出が義務付けられている事業報告書を提示し、それに基づいて管理実態を説明していただければ状況把握が容易であったと思われる。</p> <p>指定を行う町・指定管理者ともに指定管理の業務を理解し、監査に対応していただきたい。</p> | <p>柴田町観光物産協会に対し、「柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村の管理に関する基本協定書」を熟知したうえで業務に当たるよう指導した。</p> <p>年度終了後、「指定管理に係る業務報告書」並びに「指定管理料に係る支出金額の内訳を示す報告書」の提出を求め、各報告書に基づいて指定業務内容を確認し、指定管理料の精査を行った。</p> | <p>商工観光課</p> <p>農政課</p> |

平成27年度 定期監査（各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年8月7日（柴監告示第9号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成28年8月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） | 措置を講じた課等 |
|--|--|----------|
| <p>○空き家対策について</p> <p>平成26年11月27日に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴い、適切な運用を図るための指針が平成27年5月に発表された。</p> <p>これをもとに、町は懸案となっていた空き家対策について関係各課が連携し、条例の制定に向け準備を進めていくことになるが、既に制定した自治体の多くの条例は、機能していない「絵に画いた餅」と言われている。</p> <p>条例は、国の空き家対策に関する指針に沿ったものになると思われるが、町の実態を踏まえた実効性のあるものにしていただきたい。</p> | <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことにより、適正に管理がされていない空家（特定空家等）の所有者には、町独自の条例等を策定しなくても除去・修繕の勧告と命令ができるようになったことから、条例の策定はしていない。町民からの相談、苦情があった場合は、いままで同様に現地を確認し、適正に管理されていない場合、所有者と管理者の責任において適正に管理するよう通知していく。</p> | 町民環境課 |
| <p>○職員募集について</p> <p>お知らせ版に職員募集がたびたび掲載されているが、募集をかけても一人も応募がないこともあると聞いている。必要として職員募集を行うわけだから、応募しやすい条件を整える必要があるのではないか。</p> <p>特に、資格を要する臨時職員の応募者が少ない理由に交通費が支給されないことが考えられる。人材を確保するためには、採用条件で周辺自治体に歩調を合わせる必要はないと思われる。</p> | <p>保育士の臨時職員の確保については、保育士の有資格者に限らず、幼稚園教諭・教員等の資格を有する者に範囲を広げて雇用を行ったことにより、平成28年度当初は必要な人員を確保することができた。</p> <p>平成28年4月1日現在、専門職の臨時職員で通勤距離が10kmを超える者の割合は全体の14%であり、採用条件に交通費の支給がないことのみが、応募者が少ない理由とは推測できない。今後は、臨時職員の女性割合が86%を占めることなどから、雇用期間・勤務時間帯なども柔軟に設定し、さまざまな働き方に対応するよう、応募者を増やす方法も考えていく。</p> | 総務課 |

平成27年度 随時監査（平成27年度工事請負・委託等契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年11月11日（柴監告示第10号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成28年8月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） | 措置を講じた課等 |
|--|--|--------------|
| <p>○工期の設定について</p> <p>工事や委託業務において、工期・納期を12月25日や3月31日とする事案が数多くみられた。</p> <p>12月25日の完了・検査日となると、契約額の年内支払ができないことになる。資金が潤沢な業者ばかりとは言えないことから、年内の完了を考えるのであれば年内支払が可能となる12月10日前後を完了日に設定するなどの配慮が必要と思われる。</p> <p>年度内完了を目標とする工事等については、手直し等に要する期間や検査職員の人事異動を考慮し、完了日を遅くとも3月10日前後に設定することが望ましい。</p> | <p>年度内完了を目標とする工事等については、やむを得ない事情があるものを除き、原則として3月20日までの間に工期を設定することとし、平成28年度発注分から適用することとした。また、夏季・年末年始等の不稼働日を考慮した年内支払いが可能な工期設定するように努めることも併せて各課へ周知した。</p> | <p>財 政 課</p> |

平成27年度 定期監査（平成27年度教育関係施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年12月10日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成28年8月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） | 措置を講じた課等 |
|---|---|--------------|
| <p>○船迫小学校の児童会では、環境委員会の活動として節電に取り組んでおり、一日の電気・水道の使用料金を掲示するなどして、不必要な時間帯の照明は消灯するよう呼びかけている。子供の頃からの意識付けはとても大切なことであり、船迫小学校のすばらしい取り組みをほかの学校でも見習い、環境意識を高める教育を取り入れていただきたい。教育施設に限らず公共施設においても、一人一人が意識して経費の節減に努めていただきたい。</p> | <p>昼休み時間の消灯、応接コーナーの未使用時の消灯、事務機器の節電モードの設定等について、職員一人一人が意識して取り組むよう庁舎内掲示板で周知した。</p> | <p>財 政 課</p> |